○農林水産省告示第千三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年四月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県郡上市大和町栗巣字落合一五九一から一五九七まで、美並町高砂字川干七七五、七七六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第四百五十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中横路川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県呉市広町字八幡	一二八番八
	一二八番二
	一二八番七
	一二八番三
	一号から三号まで
	四号から十一号まで
	十二号及び十三号
	十四号及び十五号
	十六号
	十七号、十八号、二十四号及び二十五号
	十九号から二十一号まで及び二十三号
	二十二号
	一四四番五
	一四三番一
	一四四番二

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

藤井川支川二（その一）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県三原市深町字船板山六〇一番一地内三等三角点船板山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三四二度一二分五一秒	
七四五・九〇八メートルの地点	一号
標柱一号から二三五度三六分五〇秒	
五一・一二九メートルの地点	二号
標柱二号から三三三度五九分五〇秒	
一四六・八三二メートルの地点	三号
標柱三号から五八度一九分八秒	
二一・四三九メートルの地点	四号
標柱四号から一一四度五〇分三八秒	
一三〇・一二三メートルの地点	五号
標柱五号から一八七度一四分二五秒	
四四・一五六メートルの地点	六号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

藤井川支川二（その二）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県三原市深町字船板山六〇一番一地内三等三角点船板山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三二八度三九分五五秒	
七五三・四三四メートルの地点	一号
標柱一号から二九一度三三分四三秒	
二二・六八〇メートルの地点	二号
標柱二号から三二〇度四六分一八秒	
六三・〇四五メートルの地点	三号
標柱三号から三五九度三五分五八秒	
一四・六一六メートルの地点	四号
標柱四号から九二度一九分五四秒	
七二・三三七メートルの地点	五号
標柱五号から一一二度三〇分一秒	
四一・九七七メートルの地点	六号
標柱六号から二〇二度三二分二五秒	
三二・二九七メートルの地点	七号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

日南川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県三次市三良坂町皆瀬字妻ノ神一四四番一地内三等三角点妻ノ神を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二四五度三七分四六秒	
五九九・二八四メートルの地点	一号
標柱一号から三五四度二四分一六秒	
三・三一八メートルの地点	二号
標柱二号から二九二度四六分四四秒	
七・五七七メートルの地点	三号
標柱三号から三四七度一五分三一秒	
六二・七四四メートルの地点	四号
標柱四号から二九度一三分二六秒	
七〇・三五三メートルの地点	五号
標柱五号から一〇四度四九分五四秒	
七・七三〇メートルの地点	六号
標柱六号から一五九度七分二一秒	
六八・六三三メートルの地点	七号
標柱七号から二〇四度四〇分三六秒	
七一・八六二メートルの地点	八号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三号までを順次結んだ線（標柱一号と二号については、昭和三十一年建設省告示第千三百六十四号で指定した奥谷川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

広島県三次市三和町敷名字伴造	二四七八番　一号
	二四八一番一　二号
	二四七五番　三号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

陰地川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

広島県庄原市東城町川西字宮平一四五三番七地内四等三角点宮平を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十年国土交通省告示第九百七十五号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から一五三度一二分八秒	
四五八・七三八メートルの地点	一号
標柱一号から二一〇度一七分三六秒	
二一・五二七メートルの地点	二号
標柱二号から一〇九度三八分四七秒	
二五・七八七メートルの地点	三号
標柱三号から二三一度九分二秒	
七〇・九〇七メートルの地点	四号
標柱四号から二〇九度四五分四四秒	
六五・一七三メートルの地点	五号
標柱五号から二一九度六分五九秒	
三四・五〇三メートルの地点	六号
標柱六号から二五一度五四分三七秒	
七〇・六四九メートルの地点	七号
標柱七号から三四五度一六分二四秒	
三七・九八一メートルの地点	八号
標柱八号から一〇六度五分九秒	
四〇・六四五メートルの地点	九号
標柱九号から一二八度二九分二四秒	
三・九五四メートルの地点	十号
標柱十号から七〇度三七分九秒	
二六・七五九メートルの地点	十一号
標柱十一号から四〇度四四分四五秒	
三四・七五四メートルの地点	十二号
標柱十二号から二八度三二分一三秒	
二四・五二七メートルの地点	十三号
標柱十三号から三四八度二八分四一秒	
六・一四八メートルの地点	十四号
標柱十四号から二五度三一分三五秒	
一六・〇三五メートルの地点	十五号
標柱十五号から三八度二六分二五秒	
一六・六三二メートルの地点	十六号
標柱十六号から四五度二〇分二〇秒	
一四・八二四メートルの地点	十七号
標柱十七号から四九度一〇分三〇秒	
二八・七八八メートルの地点	十八号
標柱十八号から五度二七分五秒	
一七・二八四メートルの地点	十九号
標柱十九号から三八度四三分二二秒	
一九・〇一四メートルの地点	二十号